

市制55周年記念 第59回伊勢原観光道灌まつりに係る協賛広告募集要項

伊勢原観光道灌まつり実行委員会は、市制55周年記念 第59回伊勢原観光道灌まつりの開催にあたり、運営等の経費とするため、個人・団体・企業等からの協賛広告を募集します。

1 伊勢原観光道灌まつりの概要

- (1) 開催日時 令和8年10月3日(土) 13:00~19:30、10月4日(日) 10:00~17:30
- (2) 内 容 1日目：まつり囃子パレード、おどりおどらナイト 等
2日目：太田道灌公鷹狩り行列、北条政子日向薬師参詣行列、御柱里曳き 等
- (3) 主 催 者 伊勢原観光道灌まつり実行委員会(会長 萩原 鉄也)
- (4) 開催実績 来場者：約290,000人(令和7年度) 約280,000人(令和6年度)

2 協賛広告の種類

広告種別	協賛金額 (1口)	広告内容	掲載期間等
(1) ネーミング協賛※1	400,000 円	「太田道灌公鷹狩り行列・北条政子日向薬師参詣行列」に企業名等を標記するネーミング協賛(会場アナウンスや広報・HP等での掲載による企業PR)	随時掲載
	200,000 円	イベント「謎解き街歩き」に企業名等を表記するネーミング協賛(会場アナウンスやチラシ・HP等での掲載)	随時掲載
(2) ステージ幕	150,000 円	メイン会場であるおまつり広場のステージ下に事業所名を記載した幕を設置	当日
(3) プログラム広告	60,000 円	プログラムに広告掲載 (縦5.5cm×横8.4cm)	9月22日から 配布予定 (60,000部発行)
(4) まつり特設サイト 広告バナー掲載	20,000 円	まつり特設サイトに広告バナー掲載 (縦235ピクセル×横235ピクセル)	申込1週間後～ 10月31日 (最長3カ月間)
(5) 駅前デジタル サイネージ	20,000 円	伊勢原駅改札前デジタルサイネージ広告掲載 (全画面：縦63cm×横35cm)	9月21日～ まつり当日
(6) ボールペン 【先着10口まで】	(1口200本) 50,000 円	【別途協賛を1万円以上申込みいただいた方限定】 ボールペンに事業所名を表記し記念品として配布 希望協賛企業には、最大50本納品可	当日
(7) のぼり旗協賛※2	(1口3枚) 30,000 円	【別途協賛を1万円以上申込みいただいた方限定】 駅北口、駅構内・南口周辺に事業者名等を記載したのぼり旗の設置	当日までの 1週間程度
(8) スタッフTシャツ ※3	1口 50,000 円	【別途協賛を1万円以上申込みいただいた方限定】 当日従事するスタッフの着用するTシャツに事業所名を表記します。	当日

- ※協賛広告の詳細については、別紙「申込書裏面」、「協賛募集のチラシ(案)」をご参照ください。
- ※1 災害や天候の影響等により、イベントが中止になった場合も協賛金の返金はありません。
- ※2 のぼり旗設置後の汚れ・破損等については、責任を負いかねますのでご了承ください
- ※3 こちらの協賛は、10 口以上の申込があったときのみの作成となりますのでご了承ください。
- また納品の関係で、8 月 14 日(金)までの締め切りとなります。

3 申込方法

- (1) 「市制 55 周年記念 第 59 回伊勢原観光道灌まつり協賛申込書」に必要事項をご記入の上、メール、FAX、または特設サイトの申込フォームからお申込みください。
- (2) 協賛広告のデザイン案のデータ (JPEG、PNG 等の画像データ。PDF 不可) を、実行委員会事務局にメール (doukanmatsuri@isehara-city.jp) で送付してください。
- (過去に使用したデザインと同じものを掲載する場合はお申し出ください。)
- ※各協賛広告には枠数に限りがあるため、申込書到着順での受付となります。希望の協賛広告への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 協賛金の支払い方法

- (1) 道灌まつり実行委員会口座へ振り込み (振込手数料はご負担願います。)
- 【振込先】横浜銀行 伊勢原支店 口座番号：1231285 (普通預金)
- 伊勢原観光道灌まつり実行委員会 会長 萩原 鉄也
- (イセハラカンコウドウカンマツリジツコウイインカイ カイチョウ ハギワラ テツヤ)
- (2) 道灌まつり実行委員会事務局 (市役所 2 階 3 番窓口商工観光課) へご持参
- (3) 道灌まつり実行委員会スタッフ訪問による集金

5 申込受付期日

令和 8 年 8 月 21 日 (金) (※スタッフ T シャツ協賛のみ令和 8 年 8 月 14 日 (金) まで)

※デザイン案の提出は、8 月 28 日 (金) までをお願いします。期日を過ぎても協賛金受付は可能ですが、協賛広告への掲載等は間に合わない場合がありますので、実行委員会事務局にご相談ください。

6 注意事項

- (1) 災害や天候の影響等により「市制 55 周年記念 第 59 回伊勢原観光道灌まつり」の開催が中止になった場合も、協賛金の返金を行わず、本年度の諸経費への充当及び次回まつり開催時に繰り越しをさせていただきます。
- (2) 広告の内容、デザイン等が、伊勢原観光道灌まつりの信用性及び信頼性を損なうおそれがあると判断した場合には、広告掲載をお断りする場合があります。
- (3) 次のいずれかに該当する個人・企業・団体の広告は掲載できません。また、広告掲載中にこれらに該当することが分かった場合には、広告掲載を停止させていただく場合があります。
- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) で風俗営業と規定されるもの及びこれに類するもの
 - ② 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるもの
 - ③ たばこその他市民の健康上、好ましくないとされるもの
 - ④ ギャンブル (公営競技及び宝くじを除く。) に係るもの
 - ⑤ 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
 - ⑥ 消費者金融に係るもの
 - ⑦ 債権取立て、示談の引受け等を業とするもの
 - ⑧ 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を行うもの

- ⑨ 占い、運勢判断に関するもの
 - ⑩ 興信所・探偵事務所等
 - ⑪ 各種法令に違反しているもの
 - ⑫ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）でインターネット異性紹介事業と規定されるもの
 - ⑬ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定されるもの
 - ⑭ 規制対象となっていないものの、社会問題を起こしている業種や事業者
 - ⑮ その他実行委員会会長が不適当と判断するもの
- （4）伊勢原観光道灌まつり実行委員会は、インボイスの登録団体（適格請求書発行事業者）ではないため、インボイス（適格請求書）の発行は行っていない。

7 問い合わせ先

伊勢原観光道灌まつり実行委員会事務局（伊勢原市役所2階商工観光課内）

電話 0463-94-4732（直通）

FAX 0463-95-7613

電子メール doukanmatsuri@isehara-city.jp